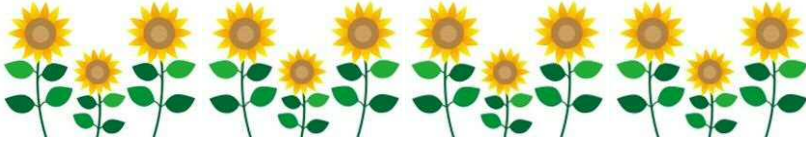


# Plants NEWS Aug.2016



社労士事務所プランツ

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-3-8

第2モリモトビル3F

TEL 03-6452-8998 FAX 03-6452-8990

## 10月からの社会保険適用拡大

パートタイマー等の社会保険加入の目安は、一般的に1週間の所定労働時間が概ね30時間以上とされています。しかし、今年の10月からは、従来まで加入対象ではなかった一部の短時間労働者について社会保険の加入対象となります。

### ★新たに加入することになる短時間労働者とは？

今回の制度変更により新たに社会保険に加入することになるのは、次の5つの項目全てに該当する短時間労働者です。

1. 『特定適用事業所』で勤務
2. 週所定労働時間が20時間以上
3. 雇用期間が1年以上見込まれる
4. 月額賃金が8.8万円以上
5. 学生ではない

ここでいう『特定適用事業所』とは、同一事業主の適用事業所の厚生年金保険被保険者数合計が500人を超えることが見込まれる事業所のことです。2~5のすべてに該当した場合であっても、そもそも『特定適用事業所』で勤務していない場合には、今回の適用拡大の対象とはなりません。

### ★特定適用事業所に該当する場合の保険手続

10月の施行日において厚生年金被保険者数が500名以上の事業所の場合には、「特定適用事業所該当通知書」が届くことになっており、新たに社会保険に加入することとなる被保険者の資格取得届は作成して届出することになります。

### ★扶養としての●●万円の壁とは？

短時間労働者として働く家族がいる従業員や、扶養内で働きたいという従業員から、「扶養家族の収入」に関する質問をされることがあると思います。

今回の短時間労働者の社会保険適用拡大に伴い、最近では「106万円の壁」という言葉を見聞きするようになりました。社会保険だけでなく、税法上の扶養と関連して非常に多く質問を頂く部分なので、整理をしておきたいと思います。

#### ①「103万円の壁」

所得税法上の扶養控除等を受けるためには、控除対象となる配偶者等の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみの場合は103万円以下）である必要があるという意味で使われています。

#### ②「130万円の壁」

健康保険の被扶養者として認定される要件の一つに「年間収入が130万円未満であること」がありますが、その額以上になると社会保険の被扶養者でいられなくなるという意味で使われています。

#### ③「106万円の壁」

今回の制度改正により、『特定適用事業所』で短時間労働者として働く場合、月額8.8万円を超えていることが加入要件の一つになっています。目安として年収106万円以上になると社会保険に加入するという意味で使われる言葉です。

なお、正確には年収106万円は目安であり、加入要件の判定はあくまでも月額8.8万円であるかどうかのみに基づいて行われます。



## 労務管理 Q&A ＜交通機関の遅延＞

Q. 当社の始業時刻は9時00分ですが、台風による強風の影響で交通機関のダイヤが乱れたために、従業員Aは始業時刻を過ぎても出社できず、午後になって出社しました。

従業員Aからは遅延証明が提出されましたが、会社は遅刻した時間分の控除をしてもよいのでしょうか？

A. 遅刻の理由が交通機関の遅れであったとしても、ノーワークノーペイの原則により、勤務しなかった時間分の控除は原則として可能です。

### ＜解説＞

8月は台風がもっとも発生する時期で、接近・上陸の件数も最も多いそうです。強風や雨等で交通機関が乱れ、始業時刻に間に合わなかったという経験がある方も多いと思います。

交通機関の遅れの場合、寝坊や本人都合の遅刻とは異なるので、遅延証明等を提出させることで遅刻扱いとはしないという会社は多いのではないのでしょうか。しかし、ノーワーク・ノーペイの原則どおり、実際に勤務しなかった時間については、会社に賃金支払い義務はありませんから、原則として勤務しなかった時間分を控除することは可能です。しかしながら、現実的には控除するのも事務処理が煩雑になりますから、終業時間をずらすという対応をとってもよいでしょう。

判断が難しいのは、ダイヤ乱れの影響がほとんどなく遅刻せずに出社できた従業員がいる一方で、かなり遅れた従業員がいるような場合です。中小企業の場合には「〇分（時間）までは遅刻扱いとしない」というような一律のルールを作るよりも、半休を取得してもらって賃金控除はしないといった個別対応が現実的だと思います。

一方、天候悪化が予想されるために早く帰宅するように命ずる場合は、業務命令としての意味合いが強くなるので、賃金カットはすべきではないでしょう。



## ちょっと相談いいですか？ ＜2か所以上の会社から報酬を受けている場合の社会保険手続＞

当社の取締役が、来月より関連会社の代表取締役も兼務し、2社から役員報酬が支払われることとなります。その場合の社会保険の手続きと保険料の徴収方法を教えてください。

もともと社会保険に加入している者が新たに別の会社（事業所）から報酬を受けることになった場合、それぞれの会社から支払われる報酬の合算額に応じた保険料を負担することになります。

新たに報酬を支払うことになった会社では、管轄年金事務所に社会保険資格取得届を提出し、複数で報酬を支払われることになった者は、保険証が交付されることになるとどちらか一方の会社を選択して、「被保険者所属選択届・二以上事業所勤務届」を選択した会社の管轄年金事務所に提出します。（保険証は新たに発行されることとなります）

この手続が行われることにより、それぞれの会社が支払う給与額の比率に応じて決定した保険料をそれぞれの会社で納付することになります。例えば、A社で60万円が支払われ、B社からは40万円が支払われる場合、月額100万円として決定した保険料を6：4で分けて、それぞれの会社で保険料を支払うこととなります。（会社負担分も同様）

### ● <今月の一言コメント> ●

今年初めて挑戦したトマトとキュウリの家庭菜園は、最初に小さなトマトが3つできただけという残念な結果になってしまいました。肥料をしっかりあげるのがポイントとのこと。来年こそは新鮮トマトを丸かじりしたいです！

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL : 03-6452-8998

担当 : 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com